

International Accreditation Forum, Inc.

国際認定機関フォーラム (IAF)



IAF Information Document (draft)

ISO/IEC 17021:2006 から ISO/IEC 17021:2010 への
マネジメントシステム認定移行のための IAF 参考文書

(IAF ID x : 2010)

注：この文書は、Information on the Transition of Management System Accreditation to ISO/IEC 17021:2010 from ISO/IEC 17021:2006 の内容を変更することなく本協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P. 7 参照) から入手できる。

2010 年 xx 月 xx 日

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

Information on the Transition of Management System Accreditation to
ISO/IEC 17021:2010 from ISO/IEC 17021:2006

国際認定機関フォーラム(IAF)は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のためのプログラムを運営している。この認定は、貿易を促進し、認証が複数必要であるという要求を減少させる。

認定は、認定された適合性評価機関(CAB)が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAFのメンバーである認定機関(AB)及びそれらに認定されたCABは、適切な国際規格の一貫した適用のためにそれらの規格及びIAF基準文書に従うことが要求される。

IAF国際相互承認協定(MLA)の認定機関メンバーは、認定プログラムの同等性を保証するために定期的な相互評価を実施する。IAF MLAは二つのレベルで運用される:

- ・ 検査機関に対する JIS Q 17020、マネジメントシステム認証機関に対する JIS 17021、要員認証機関に対する JIS Q 17024 及び製品認証機関に対する JIS Q 0065 などの規格に対する適合性評価機関の認定の MLA は、フレームワーク MLA とみなされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が適合性評価活動の実施において同等に信頼できることの信頼性を提供する。
- ・ 特定の適合性評価規格又はスキームをも認定範囲として含む適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に対する信頼性を提供する。

IAF MLA は、市場による認証の受入れに必要な信頼性を供給する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された特定の規格又はスキームに対する認証をもつ組織又は個人は、それによって、国際貿易を促進していると世界的に認知され得る。

作業: IAF 技術委員会

承認: IAF メンバー

発行日: 2010 年月 xx 年 xx 日

問い合わせ先: John Owen、 IAF Corporate Secretary

電話番号: +612 9481 7343;

Email: secretary1@iaf.nu

完了日: 2010 年 xx 月 xx 日

承認日: 2010 年 xx 月 xx 日

適用日: 2010 年 xx 月 xx 日

IAF 参考文書への序文

この IAF 参考文書は、本事項に関する IAF メンバーの合意を反映し、要求事項の一貫した適用を支援することを意図するものである。しかしながら、参考のみを目的とする文書であり、IAF 認定機関メンバー及びそれらに認定された適合性評価機関が、この文書を使用すること又は従うことは義務ではない。

ISO/IEC 17021:2006 から ISO/IEC 17021:2010 への
マネジメントシステム認定移行ための参考文書

1. 発行

ISO/IEC 17021 は、201x 年 xx 月 xx 日に改定された。これには、マネジメントシステムに関する第三者認証審査及び認証プロセスに関与する要員の力量に対する新しい要求事項が含まれており、もともとは ISO/IEC 17021 Part 2 として開発されたものである。

ISO/IEC 17021:2010 への 2 年の移行期間を承認する決議 2010-XX が、2010 年 10 月 XX 日、上海での IAF 総会にて採択された。

2. 認定機関

認定機関は、ISO/IEC 17021:2010 への移行に関する準備を行うための時間を必要とする。特に、認定機関は、ISO/IEC 17021:2010 に基づく審査を実施する前に、必要な力量を明確にし、認定審査員がそのレベルに到達していることを確実にすることが望ましい。

3. 認証機関

認定機関は、ISO/IEC 17021:2010 の発行後に認定を申請する認証機関に対して、直ちに ISO/IEC 17021:2010 に適合すべきなのか、若しくは ISO/IEC 17021:2006 に適合すべきなのかを明確にすることが望ましい。認定機関は、ISO/IEC 17021:2006 に基づく申請を受理できなくなり、ISO/IEC 17021:2010 に基づく申請に移さなければならない期限を明確にすることが望ましい。認定機関は、ISO/IEC 17021:2006 に基づく認定を発行することができなくなる期日を通知することが望ましい。

3.1. 認定を受けている既存の認証機関

ISO/IEC 17021:2010 の発行時点において認定を受けている認証機関は、ISO/IEC 17021:2006 に適合していることになる。ISO/IEC 17021:2010 への移行は、翻訳、手順の変更、訓練及び時間がかかる他の処置を必要とするかもしれない。特に、認証にかかわるすべての要員の力量を実証するためのプロセス及びシステムを確立するために、認証機関は時間を必要とするだろう。

3.2 準備期間

認証機関は、ISO/IEC 17021:2010 の要求事項を分析及び理解し、この規格の新しい要求事項で、まだ対応をしていないものを特定する作業を遅滞なく開始することが望ましい。認証機関は、ISO/IEC 17021 に適合するために、自身のマネジメントシステムに必要な変更及びその変更を実行するために必要な期間の両方を決定した移行計画を作成することが勧告されている。更に、認証機関は、自身が作成した移行計画について、認定機関と合意することが勧告されている。

3.3 移行及び実施

実施可能であり重大な障害がない場合においては、認証機関は、ISO/IEC 17021:2010 のうち実施可能である部分を遅滞なく実施することが望ましい。

認定機関による審査には、移行を効果的に管理するための認証機関の計画を含めることが望ましい。この計画を調査することにより、認証機関が異なった解釈をしていたり又は実行が不十分である規格の要点を、認定機関が特定できることが望ましい。それは、最終的に、追加の IAF 見解の必要性に繋がるかもしれない。また、この移行計画の調査により、20xx 年 xx 月 xx 日(規格発行から 2 年間)を超えないはずの移行プロセスの終了期日について、認定機関と認証機関の間で合意できるようにすることが望ましい。

Information on the Transition of Management System Accreditation to
ISO/IEC 17021:2010 from ISO/IEC 17021:2006

ISO/IEC 17021:2010 に起因する特定の変更については、他の変更よりも完了するのが容易である。もっと複雑で、時間を要し、潜在的にコストのかかる変更には、訓練制度、ソフトウェアシステムの構築、力量を実証するシステムの実施を含むかもしれない。認証機関の依頼組織に対する混乱を限定的にしなければならないことを鑑み、特定の変更は、通常の業務周期の中で、契約の更新又は登録証の再発行時に、より適切に実行できるかもしれない。

従って、認証機関はそのような変更、特定、文書化できるのが望ましく、変更が完了する期日は、関連の認定機関と合意しておくのが望ましい。そうすることにより、認定機関は、ISO/IEC 17021:2010 への認定移行の妨げとなる影響を回避することができる。

4. 認定機関による訪問

ISO/IEC 17021:2010 に対する審査のみを目的として、認定機関が追加の訪問することは、通常は要求されていない。ISO/IEC 17021:2010 の実施状況は、通常の計画的なサーベイランス活動の中で検証されることが望ましい。しかしながら、短縮した期間内で認定を要望する認証機関については、追加の審査が必要となるかもしれない。

5. 不適合

認定機関は、審査が ISO/IEC 17021:2010 に基づき実施される場合、特定されたいかなる不適合も認定機関の通常のプロセスに従って扱われ、移行の終了の前で ISO/IEC 17021:2010 に基づく認定が授与される前に、それらの不適合が解決されなければならないことを認証機関に対して明確にすることが望ましい。

認証機関により特定され、前もって認定機関と合意した特定の条項を完全に実施することが、移行の終了までに完了していない場合、合意された実行計画がスケジュールとおりに実行されることを条件に、そのような変更は観察事項として挙げられ、認定の妨げとなる影響を及ぼさず、また ISO/IEC 17021:2010 に基づく認定証の発行を妨げないことが望ましい。

6. 移行の終了及び認定証の発行

新規格の発行後 24 か月にあたる 20xx 年 xx 月 xx 日には、認定を受けた認証機関はすべて、ISO/IEC 17021:2010 に完全に適合していて、新しい認定証の発行を受けていることが期待されている。

7. 新しいスキーム

マネジメントシステム認証プログラムの認定に対し、認証機関から認定機関への認定の申請には、ISO/IEC 17021:2010 が直ちに適用されることが期待されている。他の新しいスキームに対して ISO/IEC 17021:2010 を使用する場合、そのことを認定機関が認証機関に対して明確にすることが望ましい。

ISO/IEC 17021:2006 から ISO/IEC 17021:2010 へのマネジメントシステム認定移行のための参考文書ガイダンスの終わり

Information on the Transition of Management System Accreditation to
ISO/IEC 17021:2010 from ISO/IEC 17021:2006

詳細情報

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 - <<http://www.iaf.nu>>
事務局 -

John Owen、

IAF Corporate Secretary、

Telephone +612 9481 7343

email secretary1@iaf.nu